

「秋田内陸線利活用促進」出前講座実施要項

1 趣 旨

秋田内陸線を将来にわたって維持していくため、秋田内陸線の歴史や直面している課題等に対する沿線住民の理解を深めるとともに、秋田内陸線の積極的な利活用促進を図る。

2 内 容

- ・秋田内陸線の歴史、直面している課題
- ・秋田内陸地域公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の取組
- ・秋田内陸線の利活用の方法（通勤、通学など）

3 対 象

北秋田市及び仙北市の各種団体、学校、PTA、企業等が実施する学習会等を対象とする。ただし、次に該当する場合は対象外とする。

- ・学習会等が営利や政治・宗教活動を目的とする場合
- ・申込者が公序良俗に反する活動に関わっていると判断される場合
- ・その他、申込み内容や学習会等の目的が本事業の趣旨に適さないと判断される場合

4 実施時間

1時間程度を目安とし、原則として職員の勤務時間内に実施する。

5 講 師

協議会事務局職員とする。

6 経 費

職員の派遣に要する経費及び配付資料の印刷費は、協議会が負担する。
ただし、会場費や研修会等の運営に必要な経費は申込者の負担とする。

7 会 場

会場の確保や設営、必要な機器は、申込者が行うものとする。

8 申込方法

- (1) 申込者は協議会に、あらかじめ電話、メール、FAX等であらかじめ日程、会場、参加人数、内容等の希望を伝え、実施可能か相談する。
- (2) 日程等の調整後、申込者は「秋田内陸線利活用促進」出前講座申込書を、協議会にメール、FAX等で提出する。
- (3) 申込みは原則として、実施予定日の1か月前までとする。

9 アンケート

申込者は、受講後に協議会あてに、回答を記入したアンケートをメール、FAX等で提出する。

10 その他

- (1) 同一年度内に複数回申し込むことは、原則として認めない。
- (2) 講座内容の録画・録音やインターネットによる配信及び配付資料の二次利用については、原則として認めない。
- (3) 講座の様子を撮影した写真を、広報等のため使用する場合がある。

11 お問い合わせ・申込先

秋田内陸地域公共交通連携協議会（北秋田市総務部内陸線再生支援室）

住所 〒018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1

電話 0186-82-2114 / FAX 0186-82-3767 メール nairiku@city.kitaakita.akita.jp